

ID: 250

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	分担金の徴収猶予		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町合併処理浄化槽事業分担金徴収条例 第5条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第154号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (分担金の徴収猶予)  第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が、災害、盗難その他の事故が生じたことにより分担金を納付することが困難であり、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(2) 受益者が当該分担金を納付することが困難であり、徴収猶予することが適当であると認められるとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日